

豊前市立義務教育学校整備事業設計業務委託 公募型プロポーザル提出書類等作成要領

1 趣旨

本要領は、豊前市立義務教育学校整備事業設計業務委託の設計者を選定するための提出書類等を作成する上で、必要な事項を定めるものである。

2 第一次審査参加に係る書類

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 共同企業体協定書（様式3）
- エ 委任状（様式4）
- オ 業務実績書（様式5）
- カ 業務実施体制調書（様式6）
- キ 協力事務所の名称等（様式7）

(2) 提出部数

15部（正本1部、副本14部）

様式順にまとめ、左上部をクリップ留めし、会社パンフレット、業務実績等を証明する書類等を正本に1部添付すること。

(3) 記載上の留意事項

- ア 参加申込書（様式1）
 - ・JVとして参加する場合は、代表事業者名で提出すること。
- イ 会社概要書（様式2）
 - ・技術者内訳には、当該業務に関連すると思われる技術者について記入すること。
 - ・複数の資格を有する従業員については、いずれか1つの資格保有者とする。
 - ・会社のパンフレット等、概要がわかるものを添付すること。
 - ・一級建築士事務所の登録を受けていることを証明する書面の写しを添付すること。
 - なお、JVの場合は代表事業者のみ添付すること。
 - ・JVの場合は、構成員ごとに作成すること。
- ウ 共同企業体協定書（様式3）
 - ・単体事業者の場合は不要。
- エ 委任状（様式4）
 - ・単体事業者の場合は不要。
- オ 業務実績書（様式5）
 - ・平成25年4月以降に単独又はJVで元請として請け負い、公告日現在において設

計業務が完了している、次に該当する同種・類似の業務実績を記入すること。なお、JV の場合は、各構成員の実績を JV の実績とみなすこととする。

①同種：延べ面積 1,000 m²以上の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の新築・増改築に係る基本設計又は実施設計業務のこと。

②類似：延べ面積 1,000 m²未満の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は延べ面積 1,000 m²以上の建築物の新築・増改築に係る基本設計又は実施設計業務のこと。

- ・受注形態には、単独又は JV の別を記入すること。
- ・業務概要には、建築物の用途、延べ面積、構造種別－地上階数／地下階数等を記入すること。
- ・業務実績を証明する資料（契約書、TECRIS、PUBDIS 等の写し等）を添付すること。

カ 業務実施体制調書（様式 6）

- ・業務実績の欄には、平成 25 年 4 月以降に請け負った同種又は類似の業務実績を記入すること。
- ・構造・規模には、構造種別－地上階数／地下階数を記入すること。
- ・職務内容には、管理技術者、意匠主任担当技術者等の別を記入すること。
- ・保有資格を証明する資料を添付すること。
- ・直接的かつ恒常的な雇用関係が 3 か月以上あることを証明する資料（健康保険証の写し等）を添付すること。
- ・業務に携わったことを証明する資料（技術者届、体制表等）を添付すること。

キ 協力事務所の名称等（様式 7）

- ・会社のパンフレット等、概要がわかるものを添付すること。
- ・協力事務所がない場合も、その旨がわかるよう記入し提出すること。

3 第二次審査参加に係る書類

(1) 提出書類

- ア 技術提案書提出届（様式 8）
- イ 事業実施方針（様式 9）
- ウ 技術提案書（様式 10）
- エ 提案価格見積書（任意様式）

(2) 提出部数

15 部（正本 1 部、副本 14 部）

様式順にまとめ、左上部をクリップ留めすること。

(3) 記載上の留意事項

- ア 事業実施方針（様式 9）

- ・業務の取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上（意匠・構造・設備の各分野）の配慮事項及びその他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記載すること。
 - ・A4判用紙1枚にまとめること。
 - ・提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）をしないこと。
- イ 技術提案書（様式10）
- ・「豊前市立義務教育学校整備事業設計業務委託公募型プロポーザル実施要領 10（6）提案を求める特定テーマ」のテーマ①〔基本計画の学校施設コンセプト、整備方針を踏まえた施設計画についての提案〕、テーマ②〔義務教育学校の9年制を活かす校舎の増築・改修の考え方についての提案〕、テーマ③〔工事期間中の配慮についての提案〕について、各 A3判用紙1枚の合計3枚で作成すること。
 - ・文字サイズは読みやすいように、10ポイント以上とすること。
 - ・用紙の右上に様式番号（様式10）を記載すること。
 - ・提案書の体裁及び表現方法は自由とするが、文章での表現を原則とすること。ただし、文章を補完するためのイラストやイメージ図は使用できる。「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡 大臣官房官庁営繕部通知）を参考とすること。
 - ・提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）をしないこと。
- ウ 提案価格見積書（任意様式）
- ・積算内訳書を添付すること。

4 その他

- （1）要求した内容以外の書類等については受理しない。
- （2）提出された書類は返却しない。
- （3）提出書類の大きさは、技術提案書（様式10）はA3判横使い、それ以外はすべてA4判縦使いとする。